「専利審査指南」（2010 年 2 月 1 日より施行）	「専利審査指南改訂草案（意見聴取稿）」[1]
第一部第三章 **1. 序文** …… （2）出願書類の明らかな実体的欠陥の審査は、専利出願が明らかに専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項第（六）号に規定する場合に該当するか否か、又は専利法第 18 条、第 19 条第 1 項の規定を満たさないものか否か、又は明らかに専利法第 2 条第 4 項、第 23 条第 1 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条及び専利法実施細則第 43 条第 1 項の規定を満たさないものか否か、又は専利法第 9 条の規定に基づいては専利権を取得できないものであるか否かを含む。 ……	**第一部第三章** **1. 序文** …… （2）出願書類の明らかな実体的欠陥の審査は、専利出願が明らかに専利法第 5 条第 1 項、第 25 条第 1 項第（六）号又は専利法実施細則第 11 条に規定する場合に該当するか否か、又は専利法第 17~~18~~ 条、第 18~~19~~ 条第 1 項の規定を満たさないものか否か、又は明らかに専利法第 2 条第 4 項、第 23 条第 1 項、第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条及び専利法実施細則第 ~~43~~49 条第 1 項の規定を満たさないものか否か、又は専利法第 9 条の規定に基づいては専利権を取得できないものであるか否かを含む。 ……
第一部第三章 **3.4 審査意見通知書への応答** 出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受領した後、指定された期間内に補正又は意見を陳述しなければならない。出願人が専利出願を補正する場合は、補正書及び対応する補正書類の差替え頁を提出しなければならない。出願書類の補正の差替え頁は一式 2 通作成するものとし、その他の書類は 1 部のみを提出すればよい。出願書類の補正は通知書によって指摘された欠陥に対して行わなければならない。補正内容は出願日に提出された図面又は写真で示された範囲を超えてはならない。	**第一部第三章** **3.4 審査意見通知書への応答** 出願人は補正通知書又は審査意見通知書を受領した後、指定された期間内に補正又は意見を陳述しなければならない。出願人が専利出願を補正する場合は、補正書及び対応する補正書類の差替え頁を提出しなければならない。~~出願書類の補正の差替え頁は一式 2 通作成するものとし、その他の書類は 1 部のみを提出すればよい。~~出願書類の補正は通知書によって指摘された欠陥に対して行わなければならない。補正内容は出願日に提出された図面又は写真で示された範囲を超えてはならない。

[1] 原文は国家知識産権局の公式サイト　https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

第一部第三章 **4.2 意匠の図面又は写真** 専利法第 59 条第 2 項は、意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真が示した当該製品の意匠の解釈に用いることができることを規定する。専利法第 27 条第 2 項は、出願人が提出する関連図面又は写真は専利保護を求める製品の意匠を明確に示されていなければならないことを規定する。	**第一部第三章** **4.2 意匠の図面又は写真** 専利法第 ~~59~~64 条第 2 項には、意匠専利権の保護範囲は図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真が示した当該製品の意匠の解釈に用いることができることが規定されている。専利法第 27 条第 2 項は、出願人が提出する関連図面又は写真は専利保護を求める製品の意匠を明確に示されていなければならない。専利法実施細則第 30 条第 1 項は、出願人は意匠製品が保護を受ける内容ごとに規定を満たす関連図面又は写真を提出しなければならないことを規定する。
第一部第三章 **4.2.2 図面の作成** 図面は中国の技術製図と機械製図の国家基準における正投影関係、線幅、及び切断記号に関する規定に参照して、幅が均一な実線により、意匠の形状を表示しなければならない。陰影線、指示線、破線、中心線、寸法線、鎖線などの線で意匠の形状を表示してはならない。2 本の平行する二点鎖線又は自然切断線により、細長い物品の省略部分を表示することができる。図面において、指示線を用いて切断の位置と方向、拡大部位、透明部位などを示すことができるが、必要のない線又は記号があってはならない。図面は意匠を明確に表示しなければならない。	**第一部第三章** **4.2.2 図面の作成** 図面は中国の技術製図と機械製図の国家基準における正投影関係、線幅、及び切断記号に関する規定に参照して、幅が均一な実線により、意匠の形状を表示しなければならない。陰影線、~~指示線、破線、中心線、寸法線、~~鎖線などの線で意匠の形状を表示してはならない。2 本の平行する二点鎖線又は自然切断線により、細長い物品の省略部分を表示することができる。図面において、指示線を用いて切断の位置と方向、拡大部位、透明部位などを示すことができるが、必要のない線又は記号、例えば、中心線、寸法線があってはならない。~~図面は意匠を明確に表示しなければならない。~~
第一部第三章 **4.2.4 図面又は写真の欠陥** 図面又は写真の内容に欠陥が存在する専利出願に対し、審査	**第一部第三章** **4.2.4 図面又は写真の欠陥** 図面又は写真の内容に欠陥が存在する専利出願に対し、審査

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

官は出願人に補正通知書又は審査意見通知書を発行しなければならない。専利法第 33 条の規定によると、出願人が専利出願に対する補正は原図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。上記の欠陥とは主に以下各項をいう。 …… (3) 意匠の図面における物品の描く線に、削除又は補正すべき線が含まれている。例えば、正投影図の中の陰影線、指示線、破線、中心線、寸法線、鎖線など。 ……	官は出願人に補正通知書又は審査意見通知書を発行しなければならない。~~専利法第 33 条の規定によると、出願人が専利出願に対する補正は原図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。~~上記の欠陥とは主に以下各項をいう。 …… (3) 意匠の図面における物品の描く線に、削除又は補正すべき~~線が含まれている。例えば、正投影図の中の~~陰影線、指示線、破線、中心線、寸法線、鎖線など。 ……
第一部第三章 **4.3 簡単な説明** …… なお、次のような場合を簡単な説明に明記しなければならない。 ……	**第一部第三章** **4.3 簡単な説明** …… なお、次のような場合を簡単な説明に明記しなければならない。 …… (7) 破線で投影図における模様のデザインを示す場合、必要に応じて簡単な説明において明記すべきである。
第一部第三章 **4.4 グラフィカルユーザインターフェイスに関する製品の意匠（本節の 4.5 に移動）** ……	**第一部第三章** **4.4 部分意匠** 部分意匠とは、製品の部分的形状、模様又はその結合並びに色彩と形状、模様の結合について提案された美観に富み、かつ工業的応用に適した新たなデザインをいう。 保護を求める製品から分離できない局部は、部分意匠で出願しなければならない。例えば、「座椅子の背もたれの彫刻」、「車のタイヤのトレッド」などである。 **4.4.1 製品の名称**

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	部分意匠を出願する場合は、製品の名称に保護を求める部分及びその全体製品を明記しなければならない。例えば、「車のドア」、「携帯電話のカメラ」。 その他の要件は本部第三章第 4.1.1 節の規定を参照する。 **4.4.2 意匠の図面又は写真** 専利法実施細則第 30 条第 2 項は、部分意匠の出願をする場合は、全体製品の正投影図を提出しなければならず、破線と実線とを組み合わせて又はその他の形で保護を受ける内容を表明することを規定する。 全体製品正投影図には専利の保護を求める製品の部分意匠及び全体製品における位置及び比例関係が明確に表示されなければならない。保護を求める部分が立体的な形状を含む場合、提出する正投影図には当該部分が明確に表示できる立体図が含まれなければならない。 提出される正投影図には保護を求める部分とその他の部分とが明確に分けることができるようにしなければならない。実線と破線とを組み合わせるとの形で保護を求める部分の内容を表明する場合、実線は保護を求める部分を示し、破線はその他の部分を示す。さらにほかの方法で保護を求める内容を表明することもでき、例えば、単一の色の半透明層を用いて保護を求めない部分を覆うようにすることもできる。必要なときは、鎖線を用いて部分意匠における保護を求める部分とその他の部分との境界線を示さなければならない。 その他の要件は本部第三章第 4.2 節の規定を参照する。 **4.4.3 簡単な説明** 部分意匠を出願する場合、簡単な説明は次の規定を満たさなければならない。

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	（1）実線と破線との組み合わせ以外の方法で保護を求める部分意匠を示す場合、簡単な説明において保護を求める部分を明示しなければならない。 （2）鎖線を用いて保護を求める部分とその他の部分意匠の境界線を示す場合、必要なときは簡単な説明において明示しなければならない。 （3）必要なときは保護を求める部分意匠の用途を明示しなければならず、製品の名称において示された用途に対応しなければならない。 （4）指定した設計要点を最も明示することができる図面又は写真には保護を求める部分意匠が含まれなければならない。 その他の要件は本部第三章第 4.3 節の規定を参照する。
第一部第三章 **4.4 グラフィカルユーザインターフェイスに係る製品意匠** グラフィカルユーザインターフェイスに係る製品意匠とは、製品意匠の要部にグラフィカルユーザインターフェイスが含まれる意匠という。 **4.4.1 製品の名称** グラフィカルユーザインターフェイスを含む製品意匠の名称は、グラフィカルユーザインターフェイスの主要用途と応用された製品を明示しなければならない。一般的には「グラフィカルユーザインターフェイス」という文字のキーワードがなければならない。動的グラフィカルユーザインターフェイスの製品の名称には「動的」という文字のキーワードがなければならない。例えば、「温度制御グラフィカルユーザインターフェイス付き冷蔵庫」、「携帯電話の天気予報用の動的グラフィカルユーザ	**第一部第三章** **4.~~5~~4 グラフィカルユーザインターフェイスに係る製品意匠** グラフィカルユーザインターフェイスに係る製品意匠とは、製品意匠の要部にグラフィカルユーザインターフェイスが含まれる意匠という。出願人は製品の全体意匠又は部分意匠という形式で出願することができる。 ~~**4.4.1 製品の名称**~~ ~~グラフィカルユーザインターフェイスを含む~~製品意匠の名称は、本部分の第三章第4.1.1節の規定を満たし、かつ、グラフィカルユーザインターフェイスの主要用途と応用された製品を明示しなければならない。一般的には「グラフィカルユーザインターフェイス」という文字のキーワードがなければならない。~~動的グラフィカルユーザインターフェイスの製品の名称には「動的」という文字のキーワードがなければならない。~~例えば、「温度制御グラフィカルユーザインターフェイス付き冷蔵庫」、

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

インターフェイス」、「ビデオオンデマンド用グラフィカルユーザインターフェイスのディスプレイスクリーンパネル」。 　例えば、「ソフトウェアグラフィカルユーザインターフェイス」、「操作グラフィカルユーザインターフェイス」のように、漠然に「グラフィカルユーザインターフェイス」という名称のみで製品の名称としてはならない。	「携帯電話の~~天気予報~~移動決済用の~~動的~~グラフィカルユーザインターフェイス」~~、「ビデオオンデマンド用グラフィカルユーザインターフェイスのディスプレイスクリーンパネル」~~。例えば、「ソフトウェアグラフィカルユーザインターフェイス」、「操作グラフィカルユーザインターフェイス」のように、漠然に「グラフィカルユーザインターフェイス」という名称のみで製品の名称としてはならない。 　簡単な説明は本部分の第三章第4.3節の規定に符合し、グラフィカルユーザインターフェイスの用途を明確に説明しなければならず、かつ、製品の名称において示される用途に対応しなければならない。意匠の要部はグラフィカルユーザインターフェイスを含めなければならない。必要なときは、グラフィカルユーザインターフェイスが製品における区域、ヒューマンマシンインタラクションの方法、変化の過程などを説明する。
第一部第三章 **4.4.2 意匠の図面または写真** 　グラフィカルユーザインターフェイスを含む製品意匠は、本部第三章第 4.2 節の規定を満たさなければならない。意匠の要部がグラフィカルユーザインターフェイスにしかない場合、当該グラフィカルユーザインターフェイスのディスプレイスクリーンパネルを含む正投影図を少なくとも 1 幅提出しなければならない。	**第一部第三章** **4.54.12~~ 製品に係る全体~~意匠として出願~~の図面または写真~~** 　グラフィカルユーザインターフェイスに係る製品の意匠の場合、出願人は製品に係る全体意匠として出願することができる。 　意匠の要点にグラフィカルユーザインターフェイスを含む~~製品~~意匠及びその意匠の応用された製品の意匠の場合~~は~~、投影図は本部第三章第 4.2 節の規定を満たさなければならない。~~意匠の要部がグラフィカルユーザインターフェイスにしかない場合、当該グラフィカルユーザインターフェイスのディスプレイスクリーンパネルを含む正投影図を少なくとも 1 幅提出しなければならない。~~ 　意匠の要点がグラフィカルユーザインターフェイスにしかない場合、出願人はグラフィカルユーザインターフェイスに係る

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

グラフィカルユーザインターフェイス意匠が最終製品におけるサイズ、位置及び比例関係を明確に示す必要がある場合、グラフィカルユーザインターフェイスが関わる面の最終製品の正投影図１幅を提出する必要がある。	面についての製品の正投影図を少なくとも提出しなければならず、必要な場合は、グラフィカルユーザインターフイスの投影図も提出しなければならない。簡単な説明には、意匠の要部がグラフィカルユーザインターフェイスにしかないことを明記しなければならない。 **4.5.2 部分意匠として出願** 意匠の要部がグラフィカルユーザインターフェイスにしかない製品の意匠の場合、出願人は部分意匠として出願することができる。部分意匠には投影図にグラフィカルユーザインターフェイスの付いた製品又はついていない製品の２つのパターンがある。 簡単な説明には、意匠の要部がグラフィカルユーザインターフェイスにしかないこと又はグラフィカルユーザインターフェイスにおける部分しかないことを明記しなければならない。 **4.5.2.1 グラフィカルユーザインターフェイスを有する製品による出願** 意匠が最終製品における~~サイズ、~~位置及び比例関係を明確に示す必要がある場合、出願人はグラフィカルユーザインターフェイスを有する製品による出願することができる~~グラフィカルユーザインターフェイスが関わる面の最終製品の正投影図１幅を提出する必要がある~~。 出願人はグラフィカルユーザインターフェイスの関わる面の製品の正投影図を提出しなければならず、必要な場合は、グラフィカルユーザインターフェイスの投影図も提出しなければならない。投影図の提出は本部分の第三章第 4.4.2 節の規定を満たさなければならない。 出願人がグラフィカルユーザインターフェイスの部分をもって意匠専利を出願する場合、製品の名称には、保護を求める部

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	分を明記しなければならない。例えば、「携帯電話におけるの移動決済用のグラフィカルユーザインターフェイスの検索欄」である。また、投影図の提出は本部分の第三章第 4.4.2 節の規定を満たさなければならない。簡単な説明には、保護を求める部分意匠の用途も明記しなければならない。 **4.5.2.2 グラフィカルユーザインターフェイスを有しない製品による出願** 任意の電子機器に用いられるグラフィカルユーザインターフェイスに対して、出願人はグラフィカルユーザインターフェイスを有しない製品による出願することができる。 製品の名称には「電子機器」という文字のキーワードが必要である。例えば、「電子機器用のビデオオンデマンドのグラフィカルユーザインターフェイス」、「電子機器用のナビゲーションのグラフィカルユーザインターフェイス」である。 出願人はグラフィカルユーザインターフェイスの投影図のみを提出してもよい。簡単な説明には、製品の用途を電子機器と上位概念化することができる。 出願人がグラフィカルユーザインターフェイスの部分をもって意匠専利を出願する場合、製品の名称には、保護を求める部分を明記しなければならない。例えば、「電子機器用の移動決済用のグラフィカルユーザインターフェイスの検索欄」である。また、投影図の提出は本部分の第三章第 4.4.2 節の規定を満たさなければならない。簡単な説明には、保護を求める部分意匠の用途を明記しなければならない。 **4.5.3 動的グラフィカルユーザインターフェイス** 動的グラフィカルユーザインターフェイスに係る製品の名称には、「動的」という文字のキーワードがなければならない。例

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

グラフィカルユーザインターフェイスが動的模様[2]である場合、出願人は少なくとも一つの状態のグラフィカルユーザインターフェイスが関わる面の正投影図を正面図として提出しなければならない。その他の状態については、グラフィカルユーザインターフェイスの重要フレームの投影図のみを提出して変化状態図とすることができる。提出される投影図は、動的模様における動画の完全なる変化過程を唯一に確定できるものでなければならない。変化状態図に注記するときは、動的変化過程における前後順に従って注記しなければならない。 投影装置の操作に用いるグラフィカルユーザインターフェイスについては、グラフィカルユーザインターフェイスの投影図を提出する以外に、投影装置を明確に図示した図面を少なくとも１幅提出しなければならない。	えば、「携帯電話の天気予報用動的グラフィカルユーザインターフェイス」である。 動的グラフィカルユーザインターフェイスに対して~~が動的模様である場合~~、出願人は~~少なくとも一つの状態の~~グラフィカルユーザインターフェイスの開始状態~~が~~に関わる面の~~正~~投影図を正面図として提出しなければならない。その他の状態については、グラフィカルユーザインターフェイスの重要フレームの投影図~~のみ~~を提出して変化状態図とすることができる。提出される投影図は、動的グラフィカルユーザインターフェイス~~模様における動画~~の完全なる変化過程を唯一に確定できるものでなければならない。変化状態図の投影図の名称~~に注記するとき~~は、動的変化過程における前後順に従って注記しなければならない。 ~~投影装置の操作に用いるグラフィカルユーザインターフェイスについては、グラフィカルユーザインターフェイスの投影図を提出する以外に、投影装置を明確に図示した図面を少なくとも１幅提出しなければならない。~~ 国務院専利行政部門が必要と認めた場合、意匠専利出願人に動的グラフィカルユーザインターフェイスの変化の過程を明示したビデオのようなファイルの提出を求めることができる。
第一部第三章 **4.4.3 簡単な説明** グラフィカルユーザインターフェイスを含む製品意匠は、簡単な説明において、グラフィカルユーザインターフェイスの用途を明確に説明し、かつ製品の名称に示された用途と対応しな	**第一部第三章** ~~**4.4.3 簡単な説明**~~ ~~グラフィカルユーザインターフェイスを含む製品意匠は、簡単な説明において、グラフィカルユーザインターフェイスの用途を明確に説明し、かつ製品の名称に示された用途と対応しな~~

[2] 訳注：原文は「図案」である。

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

ければならない。当該グラフィカルユーザインターフェイスを含むディスプレイスクリーンパネルの正投影図のみを提出する場合には、例えば「当該ディスプレイスクリーンパネルは、携帯電話、コンピュータに用いられる」のように、当該グラフィカルユーザインターフェイスのディスプレイスクリーンパネルが応用される最終製品を限定的に列挙しなければならない。必要な場合、グラフィカルユーザインターフェイスの製品における区域、ヒューマンマシンインタラクションの方法及び変化過程などを説明する。	~~ければならない。当該グラフィカルユーザインターフェイスを含むディスプレイスクリーンパネルの正投影図のみを提出する場合には、例えば「当該ディスプレイスクリーンパネルは、携帯電話、コンピュータに用いられる」のように、当該グラフィカルユーザインターフェイスのディスプレイスクリーンパネルが応用される最終製品を限定的に列挙しなければならない。必要な場合、グラフィカルユーザインターフェイスの製品における区域、ヒューマンマシンインタラクションの方法及び変化過程などを説明する。~~
第一部第三章 **5.2 優先権主張** 出願人が優先権を主張する場合、専利法第 29 条第 1 項、第 30 条、専利法実施細則第 31 条、第 32 条第 1 項及びパリ条約における関連規定を満たさなければならない。 専利法第 29 条第 1 項の規定によると、意匠専利出願の優先権主張は外国優先権に限られる。つまり、出願人は、外国で初めての専利出願の日より 6 月以内に、また中国で同一主題について意匠専利を出願する場合、当該外国が中国と締結した協定又は共同して加盟している国際条約に準拠し、又は優先権の相互承認の原則に基づいて、優先権を享有することができる。	**第一部第三章** **5.2 優先権主張** 出願人が優先権を主張する場合、専利法第 29 条~~第 1 項~~、第 30 条、専利法実施細則第 ~~31~~34 条、第 ~~32~~37 条~~第 1 項~~及びパリ条約における関連規定を満たさなければならない。 専利法第 29 条第 1 項の規定によると、意匠専利出願の優先権主張は外国優先権~~に限られる~~であることができる。つまり、出願人は、外国で初めての専利出願の日より 6 月以内に、また中国で同一主題について意匠専利を出願する場合、当該外国が中国と締結した協定又は共同して加盟している国際条約に準拠し、又は優先権の相互承認の原則に基づいて、優先権を享有することができる。 専利法第 29 条第 2 項の規定により、意匠専利出願における優先権主張は国内優先権であってもよく、つまり出願人は意匠が中国で初めて専利出願された日から 6 月以内に、同一主題について再度専利局に意匠専利出願する場合に、優先権を享有することができる。 意匠専利出願で優先権を主張する場合、先の出願の主題は発

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

専利法実施細則第 31 条第 4 項の規定によると、意匠専利出願の出願人が外国優先権を主張する場合に、先の出願に意匠の簡単な説明が含まれておらず、かつ、出願人が専利法実施細則第 28 条の規定に基づいて提出した簡単な説明が、先の出願書類の図面又は写真に示される範囲を超えていない場合は、優先権の享受に影響を受けない。 専利法実施細則第 32 条第 1 項の規定に基づいて、出願人は 1 件の意匠専利出願において、1 件又は複数件の優先権を主張することができる。 初歩的審査において、複数優先権に対する審査は、優先権ごとに本章の関係規定を符合するか否かを審査しなければならない。	明又は実用新案専利出願の添付図面において示される主題、又は意匠専利出願の主題でなければならない。 専利法実施細則第 ~~31~~34 条第 4 項の規定によると、意匠専利出願の出願人が外国優先権を主張する場合に、先の出願に意匠の簡単な説明が含まれておらず、かつ、出願人が専利法実施細則第 ~~28~~31 条の規定に基づいて提出した簡単な説明が、先の出願書類の図面又は写真に示される範囲を超えていない場合は、優先権の享受に影響を受けない。 専利法実施細則第 ~~32~~37 条第 1 項の規定に基づいて、出願人は 1 件の意匠専利出願において、1 件又は複数件の優先権を主張することができる。 初歩的審査において、複数優先権に対する審査は、優先権ごとに本章の関係規定を符合するか否かを審査しなければならない。
第一部第三章 **5.2.1 先の出願及び優先権の主張を伴う後の出願** 本部分第一章第 6.2.1.1 節の規定を適用する。	**第一部第三章** **5.2.1 外国優先権の主張** **5.2.1.1 先の出願及び優先権の主張を伴う後の出願** 外国優先権を主張する場合、先の出願は発明、実用新案又は意匠専利出願でなければならない。 その他の規定は本部分第一章第 6.2.1.1 節の規定を適用する。
第一部第三章 **5.2.2 優先権主張の声明** 本部分第一章第 6.2.1.2 節の規定を適用する。	**第一部第三章** **5.2.1.2 優先権主張の声明** 出願人が優先権を主張する場合は、専利出願すると同時に願書において声明しなければならない。願書において声明しなかった場合は優先権を主張していなかったものとみなす。 その他の規定は本部分第一章第 6.2.1.2 節の規定を適用する。

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

第一部第三章 5.2.3 先の出願書類の副本 本部分第一章第 6.2.1.3 節の規定を適用する。	第一部第三章 5.2.3 先の出願書類の副本 優先権を主張する場合は、先の出願書類の副本を後の出願の日から 3 月以内に提出しなければならない。期間が経過しても提出されていなかった場合、審査官は優先権を主張していかなったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。 その他の規定は本部分第一章第 6.2.1.3 節の規定を適用する。
第一部第三章 5.2.4 後の出願の出願人 本部分第一章第 6.2.1.4 節の規定を適用する。	第一部第三章 5.2.1.4 後の出願の出願人 ~~本部分第一章第 6.2.1.4 節の規定を適用する。~~ 優先権の主張を伴う後の出願の出願人は、先の出願書類の副本に記載された出願人と一致し、又は先の出願書類の副本に記載された出願人のうちの 1 人でなければならない。 出願人が全く一致せず、かつ、先の出願の出願人が優先権を後の出願の出願人に譲渡した場合は、後の出願の日から 3 月以内に先の出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。先の出願に出願人が複数いて、かつ、後の出願に複数の異なる出願人がいる場合、先の出願の出願人全員が共同して署名し又は捺印した後の出願の出願人全員に譲渡した旨の優先権譲渡証明書類を提出することができ、また、先の出願の出願人全員が別々に署名又は捺印した後の出願の出願人に譲渡した旨の優先権譲渡証明書類を提出することもできる。 期間が経過しても出願人が優先権譲渡証明書類を提出せず、又は提出した優先権譲渡証明書類が規定を満たさない場合、審査官は優先権を主張していなかったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	第一部第三章 5.2.2 国内優先権の主張 5.2.2.1 先の出願と優先権の主張を伴う後の出願 　先の出願と優先権の主張を伴う後の出願は次の規定を満たさなければならない。 （1）先の出願は発明、実用新案又は意匠専利出願でなければならず、分割出願であってはならない （2）先の出願の主題は外国優先権若しくは国内優先権を主張したことがなく、又は外国優先権若しくは国内優先権を主張したが、優先権を享有していなかった （3）当該先の出願の主題は専利権が付与されていない （4）優先権の主張を伴う後の出願はその先の出願の日から６月以内に提出されたものである。 　前記（3）号について審査するときは、優先権の主張を伴う後の出願の日を時間の判断基準とする。前記（4）について審査するときは、複数の優先権を主張する場合には、最も早い先の出願の出願日を時間の判断基準とする。すなわち、優先権の主張を伴う後の出願は最も早い先の出願の出願日から６月以内に提出されたものとなる。 　先の出願が上記規定のいずれかを満たさない場合、規定を満たさない号について優先権を主張する声明に対し、審査官は優先権を主張していなかったものとみなす旨の通知書を発行なければならない。 　優先権を審査するとき、先の出願に対して専利局が既に専利権を付与する旨の通知書及び登録手続を行う旨の通知書を発行し、かつ、出願人が既に登録手続を行ったことを発見した場合、審査官は後の出願に対して優先権を主張しなかったものとみな

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	す旨の通知書を発行しなければならない。初歩的審査において、審査官は後の出願と先の出願の主題が明らかに関係ないか否かのみを審査し、後の出願と先の出願の実体的内容が一致するか否かは審査しない。出願に係る主題が明らかに関係のない場合、審査官は優先権を主張していなかったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。 **5.2.2.2 優先権主張の声明** 出願人が優先権を主張する場合、専利出願すると同時に願書において声明しなければならない。願書において声明しなかった場合、優先権を主張していなかったものとみなす。 その他の規定は本部分の第一章第 6.2.2.2 節の規定を適用する。 **5.2.2.3 先の出願書類の副本** 本部分の第一章第 6.2.2.3 節の規定を適用する。 **5.2.2.4 後の出願の出願人** 優先権の主張を伴う後の出願の出願人と先の出願に記載された出願人は一致しなければならない。一致していない場合、後の出願の出願人は後の出願の日から 3 月以内に先の出願の出願人全員が署名又は捺印した優先権譲渡証明書類を提出しなければならない。期間を経過しても後の出願の出願人が優先権譲渡証明書類を提出せず、又は提出された優先権譲渡証明書類を満たさない場合、審査官は優先権を主張していなかったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。 **5.2.2.5 先の出願の取下げ擬制の手続き** 出願人が国内優先権を主張する場合、その先の出願は後の出願の出願日から取り下げられたものとみなす。ただし、意匠専利出願の出願人が発明又は実用新案専利出願を国内優先権の基

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	礎とすることを主張する場合はこの限りではない。 　出願人が国内優先権を主張し、初歩的審査において規定を満たすものと認めた場合、先の出願が意匠専利出願である場合、審査官は先の出願に対して取下げとみなす旨の通知書を発行しなければならない。出願人が国内優先権を 2 つ以上主張し、かつ、初歩的審査において規定を満たすと認めた場合であって、先の出願に意匠専利出願が含まれているとき、審査官は対象となる先の意匠専利出願に対して取下げとみなす旨の通知書を発行しなければならない。 　取下げとみなされた先の出願は回復の請求ができない。
第一部第三章 5.2.5 優先権主張の取下げ 　本部分第一章第 6.2.3 節の規定を適用する。	第一部第三章 5.2.3~~5~~ 優先権主張の取下げ 　本部分第一章第 6.2.4~~3~~節の規定を適用する。
第一部第三章 5.2.6 優先権主張の費用 　本部分第一章第 6.2.4 節の規定を適用する。	第一部第三章 5.2.4~~6~~ 優先権主張の費用 　本部分第一章第 6.2.4~~5~~ 節の規定を適用する。
第一部第三章 5.2.7 優先権主張の回復 　本部分第一章第 6.2.5 節の規定を適用する。	第一部第三章 5.2.5~~7~~ 優先権主張の回復 　本部分第一章第 6.2.~~5~~6.1 節の規定を適用する。
第一部第三章 6. 専利法第 5 条第 1 項と第 25 条第 1 項(六)号に基づく審査	第一部第三章 6. 専利法第 5 条第 1 項と第 25 条第 1 項(六)号及び専利法実施細則第 11 条に基づく審査 6.3 専利法実施細則の第 11 条に基づく審査 　意匠専利出願が明らかに専利法実施細則第 11 条の規定を満たさないか否かの審査は、本指南の第二部第一章第 5 節の規定を参照する。

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

第一部第三章 **7. 専利法第 2 条第 4 項に基づく審査** 専利法第 2 条第 4 項の規定によると、専利法にいう意匠とは、製品の形状、模様又はそれらの結合並びに色彩と形状、模様の結合について提案された美感に富み、かつ工業的応用に適した新たなデザインをいう。	**第一部第三章** **7. 専利法第 2 条第 4 項に基づく審査** 専利法第 2 条第 4 項の規定によると、専利法にいう意匠とは、製品の全体又は部分的な形状、模様又はそれらの結合並びに色彩と形状、模様の結合について提案された美感に富み、かつ工業的応用に適した新たなデザインをいう。
第一部第三章 **7.4 意匠専利権を付与しない場合** 専利法第 2 条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる場合は意匠専利権を付与しない状況に該当する。 (1) 特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定された建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘 (2) 気体、液体及び粉末状などの固定の形状のない物質を含んでいるため、形状、模様、色彩などが固定されない製品 (3) 分割できず、又は単独して販売できず、かつ単独で使用できない製品の部分の意匠。例えば、靴下のかかと、ブリム、コップの取っ手など (4) 異なった特定の形状又は模様を有する複数の部品からなる製品の場合、部品そのものは単独して販売できず、かつ単独して使用できない場合、当該部品は意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なった嵌めるブロックからなるパズル玩具は、すべての嵌めるブロックが共同して一つの意匠として出願してはじめて、意匠専利の保護客体に該当する。 (5) 視覚に作用せず、又は肉眼では確認が困難で、特定の道具を使ってはじめて、その形状、模様、色彩を見分けることができる物。例えば、紫外線ランプで照射されてはじめて模様が	**第一部第三章** **7.4 意匠専利権を付与しない場合** 専利法第 2 条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる場合は意匠専利権を付与しない状況に該当する。 (1) 特定の地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定された建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘 (2) 気体、液体及び粉末状などの固定の形状のない物質を含んでいるため、形状、模様、色彩などが固定されない製品 ~~(3) 分割できず、又は単独して販売できず、かつ単独で使用できない製品の部分の意匠。例えば、靴下のかかと、ブリム、コップの取っ手など~~ (~~4~~3) ~~異なった特定の形状又は模様を有する複数の部品からなる製品の場合、部品そのものは単独して販売できず、かつ単独して使用できない場合、当該部品は意匠専利の保護客体に該当しない。~~棋のこま、トランプのカード、パズルのような単独して販売できず、又は単独して使用できない構成物品。例えば、形状の異なった嵌めるブロックからなるパズル玩具は、すべての嵌めるブロックが~~共同して~~一つの意匠として出願してはじめて、意匠専利の保護客体に該当する。 (~~5~~4) 視覚に作用せず、又は肉眼では確認が困難で、特定の

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

見える製品など。 (6) 保護を求める意匠は製品そのもの通常の形態ではない場合。例えば、ハンカチを動物の形にした意匠など。 (7) 天然物の元来の形状、模様、色彩を主体とする意匠。通常は、2 つの状況を指すが、一つは天然物そのもの、もう一つは天然物を模倣した意匠である。 (8) 純粋の美術、書道、撮影のカテゴリーに属する作品。 (9) その製品の所属する分野では見慣れている幾何学的形状及び模様からなる意匠。 (10) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。 (11) ゲームのインターフェイス及びヒューマンマシンインタラクションと関係のない表示装置に表示された模様。例えば、電子ディスプレイの壁紙、電源オン、オフの画面、ヒューマンマシンインタラクションと関係のないウェブページのレイアウト。 携帯電話のディスプレイで表示された図案、ソフトウェアのインターフェイスなど。	道具を使ってはじめて、その形状、模様、色彩を見分けることができる物。例えば、紫外線ランプで照射されてはじめて模様が見える製品など。 ~~(6) 保護を求める意匠は製品そのもの通常の形態ではない場合。例えば、ハンカチを動物の形にした意匠など。~~ (~~7~~5) 天然物の元来の形状、模様、色彩を主体とする意匠。通常は、2 つの状況を指すが、一つは天然物そのもの、もう一つは天然物を模倣した意匠である。 (~~8~~6) 純粋の美術、書道、撮影のカテゴリーに属する作品。 (~~9~~7) その製品の所属する分野では見慣れている幾何学的形状及び模様からなる意匠。 (~~10~~8) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。 (~~11~~9) ゲームのインターフェイス及びヒューマンマシンインタラクションと関係のない表示装置に表示された模様。例えば、電子ディスプレイの壁紙、電源オン、オフの画面、ヒューマンマシンインタラクションと関係のないウェブページのレイアウト。 (10) 製品において、相対的に分割可能な独立した区域又は相対的に完全な意匠の要素を構成する部分意匠。例えば、コップ取っ手上の折り曲げ線、メガネレンズを任意に切り取った不規則な部分。 (11) 専利保護を求める部分意匠が製品の表面の模様又は模様と色彩との組合せの意匠にすぎないもの。例えば、バイクの表面の模様。
第一部第三章 **8. 専利法第 23 条 1 項に基づいた審査**	**第一部第三章** **8. 専利法第 23 条 1 項に基づいた審査**

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	専利法第 23 条第 1 項は、専利権の付与に係る意匠は従来意匠に属さないものでなければならない。いかなる単位又は個人も同様の意匠について、出願日前に国務院専利行政部門に出願されておらず、かつ出願日以降に公告された専利書類にも記載されていないものでなければならないことを規定する。
初歩的審査において、審査官は意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 1 項の規定に符合しないか否かについて審査する。審査官は従来意匠又は抵触出願について取得した情報に基づいて、意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 1 項の規定に符合しないか否かを審査することができる。	初歩的審査において、審査官は意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 1 項の規定に符合しないか否かについて審査する。審査官は従来意匠又は抵触出願[3]について取得した情報に基づいて、意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 1 項の規定に符合しないか否かを審査することができる。
意匠が非正常出願に関わり可能性がある場合、例えば、明らかに従来意匠を剽窃し、又は明らかに内容が実質的に同じである専利出願を重複して提出したものである場合、審査官は検索により取得した引用文献又はその他のルートから取得した情報に基づき、意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 1 項の規定に符合しないか否かを審査しなければならない。	~~意匠が非正常出願に関わり可能性がある場合、例えば、明らかに従来意匠を剽窃し、又は明らかに内容が実質的に同じである専利出願を重複して提出したものである場合、審査官は検索により取得した引用文献又はその他のルートから取得した情報に基づき、意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 1 項の規定に符合しないか否かを審査しなければならない。~~
同一または実質的に同一に関する審査は本指南第四部分第五章の関連規定を参照する。	同一または実質的に同一に関する審査は本指南第四部分第五章の関連規定を参照する。
	8.2 専利法第 23 条第 2 項に基づく審査
	専利法第 23 条第 2 項は、専利権の付与に係る意匠は、従来意匠又は従来意匠の特徴の組合せに比較して、明らかな違いを有しなければならないと規定する。
	初歩的審査では、審査官は意匠専利出願が明らかに専利法第 23 条第 2 項の規定に符合しないか否かについて審査する。一般的には、審査官は取得した従来意匠と専利出願が保護を求める

[3] 訳注：中国の「抵触出願」は日本の「拡大先願」を意味する場合があり、また拡大先願における「先の出願」を意味する場合がある。

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	意匠と単独して比較し、意匠専利出願が専利法第 23 条第 2 項の規定に明らかに符合しないか否かについて審査することができる。 　明らかな違いを有しない場合の審査は本指南の第四部第五章の第 6 節の関連規定を参照する。
第一部第三章 **9. 専利法第 31 条第 2 項に基づく審査** 　専利法第 31 条第 2 項は、一件の意匠専利出願は一の意匠に限られていなければならない。	**第一部第三章** **9. 専利法第 31 条第 2 項に基づく審査** 　専利法第 31 条第 2 項は、一件の意匠専利出願は一の意匠に限られていなければならないと規定する。 　一組の組合せ製品の意匠は一の意匠に該当する。組合せ製品[4]とは、複数の構成物品を組合せて構成された一の製品をいう。3 種類の組立て関係の組合せ製品を含む。組立て関係が唯一である組合せ製品、例えば、果汁搾り器、氷削器及び台座によって構成されたジューサークラッシャー、炊事用コンロとオーブンと食洗機とを備えたシステムキッチンがある。組立て関係が唯一としない組合せ製品、例えば異なる造形を組立てられるブロックがある。各構成物品間に組立て関係のない組合せ製品、例えば、トランプのカードがある。複数の製品の従来意匠を随意に寄せ集めたものは、組合せ製品にはならない。例えば、テーブルに随意装飾物を並べるなどである。 　同一製品に係る 2 つ以上の接続関係のない部分意匠に関して、機能又は設計上の関連があり、かつ特定の視覚的効果を生じさせた場合、一の意匠とすることができる。例えば、メガネにおける 2 つのテンプルの意匠、携帯電話における 4 つの隅部

[4] 訳注：原文は「組件製品」である。

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

同一の物品製品に係る二以上の類似意匠、又は同一の区分に用いられかつセットで販売され又は使用される製品に係る二以上の意匠は、一件の出願とすることができる（併合出願と略称）と規定する。	の意匠である。 専利法第 31 条第 2 項は、同一の物品製品に係る二以上の類似意匠、又は同一の区分に用いられかつセットで販売され又は使用される製品に係る二以上の意匠は、一件の出願とすることができる（併合出願と略称）と規定する。
第一部第三章 **9.1.1 同一製品** 専利法第 31 条第 2 項によると、一件の出願における各意匠は同一製品の意匠でなければならない。例えば、いずれも食事皿の意匠である。各意匠がそれぞれ、食事皿、取り皿、コップ、茶碗の意匠である場合、国際意匠分類における同一の大分類に該当するが、同一製品にはならない。	**第一部第三章** **9.1.1 同一製品** 専利法第 31 条第 2 項によると、一件の出願における各意匠は同一製品の全体又は部分の意匠でなければならない。例えば、いずれも食事皿の意匠である。各意匠がそれぞれ、食事皿、取り皿、コップ、茶碗の意匠である場合、国際意匠分類における同一の大分類に該当するが、同一製品にはならない。
第一部第三章 **9.1.2 類似意匠** 専利法実施細則第 35 条第 1 項は、同一製品に係る他の意匠は、簡単な説明で指定された基本意匠と類似しなければならない。 類似意匠を判断するとき、他の意匠と基本意匠とを単独して比較しなければならない。 初歩的審査のとき、類似意匠に係る出願について、専利法第 31 条第 2 項の規定に明らかに符合しないか否かを審査しなければならない。一般的に、全体観察を経て、その他の意匠と基本意匠とが同一又は類似の意匠特徴を有し、かつ両者間の相違点が局部における微細な変化、当該種類の製品の慣用意匠、デザイン単位の繰り返し配列又は単なる色彩要素の変化などにある場合、通常、両者は類似する意匠であると考える。	**第一部第三章** **9.1.2 類似意匠** 専利法実施細則第 ~~35~~40 条第 1 項は、同一製品に係る他の意匠は、簡単な説明で指定された基本意匠と類似しなければならない。 類似意匠を判断するとき、他の意匠と基本意匠とを単独して比較しなければならない。 初歩的審査のとき、類似意匠に係る出願について、専利法第 31 条第 2 項の規定に明らかに符合しないか否かを審査しなければならない。一般的に、全体観察を経て、その他の意匠と基本意匠とが同一又は類似の意匠特徴を有し、かつ両者間の相違点が局部における微細な変化、当該種類の製品の慣用意匠、デザイン単位の繰り返し配列、部分意匠が全体における位置及び／又は比例関係の通常の変化又は単なる色彩要素の変化などにあ

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

	る場合、通常、両者は類似する意匠であると考える。
第一部第三章 **9.2 組物の意匠** 専利法実施細則第 35 条第 2 項は、同一の区分に用いられかつセットで販売され又は使用される製品で、同一の製品コンセプトを有する二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができると規定する。 組物とは、二以上（2 件を含む）の同一の大分類に属し、それぞれ独立する製品によって構成され、各製品のコンセプトが同じく、そのうちの構成物品が独立して使用価値を有し、各構成物品を組合せると、その組合せ後の使用価値が出るような製品をいう。例えば、コーヒーカップと、コーヒーポットと、ミルクポットと、シュガーポットとによって構成されたコーヒー器具などである。	**第一部第三章** **9.2 組物[5]の意匠** 専利法実施細則第 ~~35~~40 条第 2 項は、同一の区分に用いられかつセットで販売され又は使用される製品で、同一の製品コンセプト[6]を有する二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができると規定する。 組物とは、二以上（2 件を含む）の同一の大分類に属し、それぞれ独立する製品によって構成され、各製品のコンセプトが同じく、そのうちの構成物品が独立して使用価値を有し、各構成物品を組合せると、その組合せ後の使用価値が出るような製品をいう。例えば、コーヒーカップと、コーヒーポットと、ミルクポットと、シュガーポットとによって構成されたコーヒー器具などである。 組物における各意匠は、製品の部分意匠ではなく、製品の全体意匠でなければならない。
第一部第三章 **9.4.2 分割出願におけるその他の要求** （1）原出願に二つ以上の意匠が含まれる場合、分割出願は原出願のうちの一つ又は複数の意匠でなければならず、かつ原出願に示された範囲を超えてはならない。 （2）原出願が製品全体の意匠である場合、その一部を分割出願として提出することは許されない。例えば、専利出願の保護を求めるのはバイクの意匠である場合、バイクの部品を分割出願	**第一部第三章** **9.4.2 分割出願におけるその他の要求** （1）原出願に二つ以上の意匠が含まれる場合、分割出願は原出願のうちの一つ又は複数の意匠でなければならず、かつ原出願に示された範囲を超えてはならない。 （2）原出願が製品全体の意匠である場合、その一部を分割出願として提出することは許されない。例えば、専利出願の保護を求めるのはバイクの意匠である場合、バイクの部品又は部分意

[5] 訳注：原文は「成套製品」である。

[6] 訳注：原文は「設計構思」である。

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

として提出することはできない。 分割出願で上述第（1）号に符合しない場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に補正を通知する。期間が経過しても応答しない場合、取り下げとみなす旨の通知書を発行しなければならない。出願人が充分な理由もなく補正しない場合、当該分割出願に対し拒絶査定を行う。分割出願が上述第（2）号に符合しない場合、審査官は審査意見通知書を発行する。期間が経過しても応答しない場合、取り下げとみなす旨の通知書を発行する。出願人が充分な理由もなく分割出願としての出願を堅持する場合、当該分割出願に対して拒絶査定を行う。	匠を分割出願として提出することはできない。 （3）原出願が製品の部分意匠である場合、その全体又はその他の部分意匠を分割出願として提出することは許されない。 分割出願で上述第（1）号に符合しない場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に補正を通知する。期間が経過しても応答しない場合、取り下げとみなす旨の通知書を発行しなければならない。出願人が充分な理由もなく補正しない場合、当該分割出願に対し拒絶査定を行う。分割出願が上述第（2）、（3）号に符合しない場合、審査官は審査意見通知書を発行する。期間が経過しても応答しない場合、取り下げとみなす旨の通知書を発行する。出願人が充分な理由もなく分割出願としての出願を堅持する場合、当該分割出願に対して拒絶査定を行う。
第一部第三章 **10.1 出願人の自発補正** 出願人の自発補正について、審査官はまず補正が提出された日が出願日から２月以内になっているか否かを照合しなければならない。２月を超えた補正について、補正により原出願書類の欠陥を解消し、かつ権利付与の見込みがある場合、当該補正は受け入れてもよい。受け入れない補正書類について、審査官は提出していなかったとみなす通知書を発行しなければならない。	**第一部第三章** **10.1 出願人の自発補正** 出願人の自発補正について、審査官はまず補正が提出された日が出願日から２月以内になっているか否かを照合しなければならない。２月を超えた補正について、補正により原出願書類の欠陥を解消し、かつ権利付与の見込みがある場合、当該補正は受け入れてもよい。受け入れない補正書類について、審査官は提出していなかったとみなす通知書を発行しなければならない。ただし、次に掲げる補正は、原出願書類に存在する欠陥の解消のためのものと認めず、２月の自発補正期間を超えたことを理由に提出されていなかったものとみなす旨の通知書を発行しなければならない。 （1）全体意匠を部分意匠に補正した場合 （2）部分意匠を全体意匠に補正した場合 （3）同一の全体製品における部分意匠を別の部分意匠に補正

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

2 月以内に提出された自発補正について、審査官は当該補正が原図面又は写真に示された範囲を超えたか否かを審査しなければならない。原図面又は写真に示された範囲を超えた場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正が専利法第 33 条に符合しないことを通知しなければならない。出願人による意見陳述又は補正を経ても依然として規定に符合しない場合、審査官は専利法第 33 条と専利法実施細則第 44 条第 2 項の規定に基づいて拒絶査定を行うことができる。	した場合。 2 月以内に提出された自発補正について、審査官は当該補正が原図面又は写真に示された範囲を超えたか否かを審査しなければならない。原図面又は写真に示された範囲を超えた場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正が専利法第 33 条に符合しないことを通知しなければならない。出願人による意見陳述又は補正を経ても依然として規定に符合しない場合、審査官は専利法第 33 条と専利法実施細則第 ~~44~~50 条第 2 項の規定に基づいて拒絶査定を行うことができる。
第一部第三章 **10.2 通知書に指摘された欠陥に対する補正** 通知書に指摘された欠陥に対する補正について、審査官は当該補正が原図面又は写真に示された範囲を超えたか否か、又は当該補正が通知書に指摘された欠陥に対する補正であるか否かを審査しなければならない。 出願人が提出した、通知書に指摘された欠陥に対する補正に該当しない内容が含まれる補正書類について、その補正が専利法第 33 条の規定に符合し、かつ原出願書類に存在する欠陥が解消され、権利付与の見込みがある場合、当該補正を通知書に指摘された欠陥に対する補正とみなすことができ、当該補正された	**第一部第三章** **10.2 通知書に指摘された欠陥に対する補正** 通知書に指摘された欠陥に対する補正について、審査官は当該補正が原図面又は写真に示された範囲を超えたか否か、又は当該補正が通知書に指摘された欠陥に対する補正であるか否かを審査しなければならない。 出願人が提出した補正書類が原図面又は写真に示された範囲を超えた場合、審査官は審査意見通知書を発行し、当該補正が専利法第 33 条の規定に符合しないことを出願人に通知しなければならない。出願人が意見陳述し又は補正しても依然として規定に符合しない場合、審査官は専利法第 33 条及び専利法実施細則第 50 条第 2 項の規定に基づいて拒絶査定を行うことができる。 出願人が提出した、通知書に指摘された欠陥に対する補正に該当しない内容が含まれる補正書類について、その補正が専利法第 33 条の規定に符合し、かつ原出願書類に存在する欠陥が解消され、権利付与の見込みがある場合、当該補正を通知書に指摘された欠陥に対する補正とみなすことができ、当該補正され

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

出願書類は受け入れられなければならない。 出願人が提出した補正書は原図面又は写真に示された範囲を超えた場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正は専利法第 33 条に符合しないことを通知しなければならない。出願人による意見陳述又は補正を経ても、依然として規定に符合しない場合、審査官は専利法第 33 条と専利法実施細則第 44 条第 2 項の規定に基づいて拒絶査定を行うことができる。	た出願書類は受け入れられなければならない。 ただし、次に掲げる状況が生じた場合は、補正した内容が原図面又は写真に示された範囲を超えていなくても、通知書で指摘された欠陥に対する補正とみなすことはできないため、受け入れないものとする。 （1）全体意匠を部分意匠に補正した場合 （2）部分意匠を全体意匠に補正した場合 （3）同一の全体製品における部分意匠を別の部分意匠に補正した場合 出願人が審査意見通知書の応答時に提出した補正書類に上述受け入れない状況が生じた場合、審査官は審査意見通知書を発行し、当該補正が専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に符合しないことを出願人に通知し、指定期限内に専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に符合する補正書類の提出を出願人に求めなければならない。指定期限の満了日まで、出願人の提出した補正書類が依然として専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に符合せず、又は専利法実施細則第 57 条第 3 項の規定に符合しないその他の内容がある場合、審査官は補正前の書類について引き続き審査し、権利付与又は拒絶査定を行うことを同時に指摘しなければならない。 ~~出願人が提出した補正書は原図面又は写真に示された範囲を超えた場合、審査官は審査意見通知書を発行し、出願人に当該補正は専利法第 33 条に符合しないことを通知しなければならない。出願人による意見陳述又は補正を経ても、依然として規定に符合しない場合、審査官は専利法第 33 条と専利法実施細則第 44 条第 2 項の規定に基づいて拒絶査定を行うことができる。~~
第一部第三章	**第一部第三章**

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。

12.3 分類番号の確定 12.3.1 単一用途製品の分類 …… 12.3.2 多用途製品の分類 …… 12.3.3 分類過程中の補正 ……	12.3 分類番号の確定 12.3.1 単一用途製品の分類 …… 12.3.2 多用途製品の分類 …… 12.3.3 特殊製品の分類 意匠専利出願が製品の部分意匠である場合、一般的には、製品の全体及び部分に対応する分類番号を示す必要がある。製品の部分自身が部品として分類番号を示すことができない場合、製品に対応する分類番号を示さなければならない。 意匠専利出願がグラフィカルユーザインターフェイスに係る製品意匠である場合、一般的には、応用された製品及びグラフィカルユーザインターフェイスに対応する分類番号をそれぞれ示す必要がある。ただし、グラフィカルユーザインターフェイスの投影図のみが提出され、応用された製品を含んでいない出願の場合は、グラフィカルユーザインターフェイスに対応する分類番号のみを示せば足りる。 12.3.~~43~~4 分類過程中の補正 ……

©特許業務法人三枝国際特許事務所　無断使用・複製はご遠慮ください。